

豚ボルデテラ感染症精製（アフィニティークロマトグラフィー 部分精製）不活化ワクチン（油性アジュバント加溶解用液）

平成 21 年 3 月 26 日（告示第 421 号） 一部改正

動生剤基準の豚ボルデテラ感染症精製（アフィニティークロマトグラフィー部分精製）不活化ワクチン（油性アジュバント加溶解用液）の 3.3.4、3.3.6 及び 3.3.7 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。